

「尼崎市民間賃貸住宅住替え補助」のご案内

若年夫婦・子育て世帯の兵庫県外から尼崎市内への住替えを応援します！

対象住宅の要件

- ①尼崎市内の**民間賃貸住宅**(社宅等も含む)であること
- ②**住戸専用面積が55㎡以上**(バルコニー含む)であること
- ③夫婦いずれかの名義で賃貸借契約を締結していること
- ④建築基準法に規定する新耐震基準に適合し、又は同等の耐震性能を有していること

民間賃貸住宅



補助対象者の要件

- ①世帯の構成員のいずれかが、**兵庫県外から**対象住宅に住み替えており、その「住替え日から1年を経過するまでの日」又は「令和8年12月の最終の市の開庁日」のいずれか早い日までに補助金交付の申請を行うこと

※令和7年度は令和7年12月26日(金)まで受付

- ②申請日において**若年夫婦世帯**又は**子育て世帯**であること
- ③申請日まで対象住宅に継続して居住していること
- ④申請日より5年以上尼崎市内に居住する意思を有していること
- ⑤住宅扶助又は生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

※この他にも要件はあります。

若年夫婦世帯



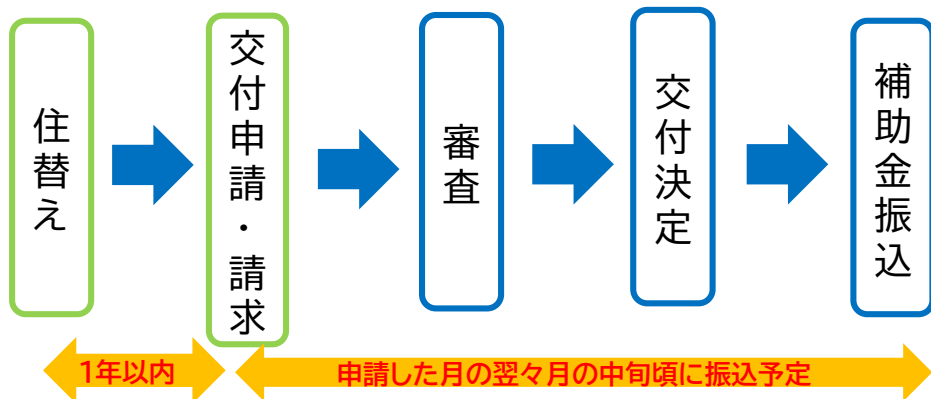
- ✓ 年齢合計が70歳未満

子育て世帯



- ✓ 中学校卒業前の子どもがいる

<申請の流れ> →申請者の手続き →市の手続き



補助額

25万円
(先着160世帯)

※予定期間中であっても、補助予定額に達した場合は、募集を終了します。

【問い合わせ・受付窓口】

尼崎市 都市整備局 住宅部 住宅政策課
尼崎市東七松町1-23-1 本庁北館5階
TEL:06-6489-6608 FAX:06-6489-6597

詳しくはこちら
(申請状況も確認できます。)

尼崎に住み替える

検索

